

平成 2 2 年第 1 回  
 笠間市議会定例会会議録 第 4 号

平成 2 2 年 3 月 1 7 日 午前 1 0 時 0 0 分開議

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	4	番	野	口		圃	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海	老澤		勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	21	番	柴	沼		広	君
	22	番	小	園江	一	三	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海	老澤	勝	男	君

欠席議員

3 番 蛭 澤 幸 一 君

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	渡邊千明君
教育長	飯島勇君
市長公室長	青木繁君
総務部長	小松崎登君
市民生活部長	打越正男君
福祉部長	岡野正三君
保健衛生部長	仲村洋君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	橋本雅晴君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	杉山豊君
会計管理者	光又千尋君
笠間支所長	藤枝勉君
岩間支所長	横田文夫君

出席議会事務局職員

事務局長	高野幸洋
事務局次長	前嶋晃司
次長補佐	内桶秀男
主査	高野一
主幹	川野輪良子
事務補	篠崎三枝子

議事日程第4号

平成22年3月17日(水曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

## 午前10時00分開議

### 開議の宣告

議長（市村博之君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は26名であります。本日の欠席議員は、3番蛭澤幸一君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

---

### 議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番鈴木貞夫君、8番西山 猛君を指名いたします。

---

### 一般質問

議長（市村博之君） 日程第2、一般質問を続けます。

最初に、20番杉山一秀君の発言を許可いたします。

20番（杉山一秀君） ただいま許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。きょうは地元の人も傍聴に来ていますので、はっきりお答えをいただきたいと思います。

まず、最初に、石井北総合公園線道路新設についてお尋ねをいたします。

笠間市役所から、笠間市の発展になくてはならない道路ですと地主たちに説明をし、そのため地主さんたちは土地を寄附しました。そして、いつできるのか心待ちしておりました。しかし、あれから10年以上もたちますが、いまだにこの道路はできず、うまいことを言っただましたという結果になっております。

先日、この道路について再度皆さんの調印をとり、区長さんが申請をいたしました。また、過日行われた市政懇談会でもそのことに触れましたら、市長関係者は、必ずこの道路は新設すると約束しました。だが、いまだに着工が見られません。何度約束しても、そのたびに「必ずつくります」という返事ばかりです。

そこで、今度こそ、必ずできる時期をはっきりと、だましのないようにお答えをいただきたいと思います。

次に、笠間市営法人介護施設設立についてお尋ねをいたします。

だれでも、年に1歳ずつ年を重ねていくことは当たり前のことであります。年々、年をとり、気がつけば自分をお世話してくれる人がいるのかどうか、気がつくのであります。

周りを見回してみると、私立の老人介護施設があり、あそこでお世話になりたいと思います。ところが、入所するのにたくさんの費用が必要となり、公共機関に勤めた人の年金は高く、支払うことができるので入所することができます。年金の種類がいろいろあり、選ぶのは自由なのですが、毎日の生活が大変で、国民年金や余り多くもらえない年金に加入している人は、入ることができません。したがって、こうした私立の老人介護に入ることができず、しかしながらだれでも老人になります。社会のお役に立てないのなら、いっそのこと早く死んでしまいたいと思ってみても、その道さえなかなか厳しくなりました。

せめて笠間市立の介護施設に入ってお世話をいただきたいと思いますが、国民年金のような人は、比較的安い年金しかもらえないで、どうすればよいのでしょうか。自宅で過ごす方法もあるにはありますが、若い人たちはお勤めがあり、年寄りに構ってられない現実があります。

そこでお伺いしますが、このように安い年金の人が施設を利用できるような笠間市営の老人介護施設をつくっていただけませんか。

そのようになれば、笠間市民病院みたいに優しい笠間市となるような気がいたしてなりません。年金の低い人でも利用できるような老人介護を設けることは絶対に必要だと思いますが、笠間市営でぜひとも施設をつくっていただきたいと思いますが、このことについてどのようなお考えなのか、お伺いをいたします。

次に、東中学校近隣の悪臭に悩まされている件についてお尋ねをいたします。

何でもにおいのないものはないと言われておりますが、そのにおいも、日常生活をしていくためには、あった方がよいものと、ない方がよいものとに分かれます。

このたび、近い山の中で堆肥みたいなものを製造しているようで、いろいろな悪臭が民家や東中学校までにおってきて大変困ったと、地域の人たちや東中の人たちが騒いでおります。特に曇りの日などは、変なおいが食卓まで広がってきますので、大変困っていると言っております。

先日、環境課にお話を申し上げましたが、そのときは関係者のところへ嚴重注意すると

言っていましたが、今でもそのにおいは広がってきております。このような場合、今後どのようにするのか、お伺いをいたします。

生活のために仕事をしておりますので、いろいろ言われると困るでしょうが、何か対処がないと私たちも困るということでもありますので、その点につきまして、その対策などについてお伺いをいたします。

次に、畜産試験場跡地公園についてお尋ねをいたします。

このたび、畜産試験場跡地に、笠間市が利用できる市民公園ができると先日発表がありました。私たちにとりましても、公園ができるということは大変喜ばしいことであり、大歓迎であります。しかし、どんな公園になるかはまだ決まっていないと聞き及んでおりますが、今後どのようにされるのか。また、期間もあると思いますが、その内容や、特に始まる期間や公園などにかかる費用などについて知りたいと思っておりますので、ご回答をお願いいたします。

次に、天然温泉設置についてお尋ねをいたします。

合併をして、笠間市も大きくなりました。農産物のブランドづくりや、笠間市をもっと知っていただけるような努力をしていることは大変喜ばしいことであります。

さて、観光笠間を売り出すためにどうすればいいかを考えてみると、私は、天然温泉を設置することが一番早道だと思っております。旧笠間時代には、温泉議員と言われるほど温泉について質問をいたしました。そのたびに、旧笠間は岩盤で掘れないとか、地下の中にはお湯などないなどの答弁がありました。温泉がなければ、観光客を呼び込む旅館や土産店がだめになっていくと考えています。

私たちの住んでいる地球の下は火の海であり、1,000メートルぐらい掘ればお湯は必ず出ると思っております。このお湯を各旅館が利用すれば、お泊まり客がふえ、まちのにぎわいも一段とよくなるのではないかと考えております。

温泉を掘る人に、どのようにするのですかとお聞きしましたところ、1メートル掘って大体10万円、お湯が予定どおり出なかったらお金は要りません。もし約束したお湯が出ましたらその経費をいただきます、という話でした。

今、経済が大変落ち込んでおりますが、かといって何も開発のことを考えなければ、ますます寂れた笠間市になるような気がしてなりません。思い切って、笠間市の活性化のために、地域の中を調査して温泉設置をと考えますが、市当局のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

以上、5点についてお尋ねいたしますので、詳しくお答えをいただきたいと思っております。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

〔都市建設部長 橋本雅晴君登壇〕

都市建設部長（橋本雅晴君） それでは、20番杉山議員さんのご質問にお答えいたします。

市民生活に密着しております生活道路の整備につきましては、現在、区長さんの整備要望等に基づきまして、交通危険箇所や子どもたちの安全を守るという観点から、通学路などの危険性の高い箇所や緊急性の箇所から、順次整備を進めているところでございます。

ご質問のできる時期を明確にというご質問でございますが、事業期間につきましては平成22年度から3カ年計画で計画しておりまして、平成22年度は市道3017号線から市道0116号線間の延長約200メートルの区間の路線測量及び用地測量調査を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 20番杉山議員のご質問にお答えいたします。

介護保険施設には、特別養護老人ホームの介護老人福祉施設、自宅と病院の中間施設である介護老人保健施設及び医療依存度の高い患者が入院する介護医療型医療施設の三つの施設がございます。

介護保険施設では、利用者が利用料として1割の負担や住居費、食費、日常生活の実費分を負担することになっております。自己負担の経費につきましては、設置運営主体が民間でも地方公共団体であっても何ら変わりはありません。

また、低所得者の施設利用が困難とならないように、住居費と食費につきまして、所得に応じて負担限度額を設定し、超えた分は、特定入所者介護サービス費として市が負担することになっております。

市営の介護保険施設の整備は考えておりませんので、入所を希望される場合は、施設の形態により若干の利用料金の差がありますが、施設の方とよく相談していただきましてご利用をいただきたいと思ひます。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長（打越正男君） 20番杉山議員のご質問にお答えをいたします。

東中学校近隣の悪臭対策についてでございますが、ご質問の施設は、平成12年12月に茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づき、大橋地内に設置した堆肥製造施設かと思われれます。

この施設は、ビニールハウスの中に牛ふんと鶏ふんを混合し、攪拌、乾燥して混合堆肥を製造しているもので、悪臭は、この製造過程の乾燥、発酵時に出ているものと思われれます。

地域住民より市に悪臭の苦情が寄せられたのは、平成20年5月ごろからで、風向きによってハウスから悪臭がするとの申し立てでございました。

市としては、苦情を申し立てたお宅を訪問して状況をお聞きし、その後施設の現地調査をするとともに、事業主に対し、風が南方向から吹くような際は、ビニールハウス北側の

開放部をふさぐ、また堆肥ににおいがあるときはビニールシートで覆う、ハウスのビニールの破損箇所を修復することなどの指導を行ってきたところでございます。

また、申し立て住民の代表者と事業主及び市の3者による話し合いを持ち、事業主が悪臭防止に向けた施設の維持管理の改善を図ることを約束し、改善をすまいました。

しかし、改善後に新たにビニールの破損が生じたことや、気象状況、特に風向きによって悪臭が漂う日があるものと思われまます。

今後の対策としましては、引き続き県と連携をし、県の悪臭特定施設の管理基準に基づき悪臭の防止策を講ずるよう、事業主に指導してまいりたいと思ひます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

〔市長公室長 青木 繁君登壇〕

市長公室長（青木 繁君） 20番杉山議員のご質問にお答えいたします。

畜産試験場跡地公園について、どのような公園になるのか、またいつごろできるのか、そして費用などについて知りたいということでございます。

畜産試験場の跡地の暫定利用につきましては、利活用の促進という全体的な取り組みの中で、一部の区域を広場として一般に開放するものでございます。暫定利用となりますので、現在の地形を生かしながら、明るく開放的で、緑に包まれた憩いの場となるような空間としていきたいと考えております。

時期及び費用につきましては、今年7月末ごろの供用開始を目標に準備を進め、視界や光を遮断しております外周の林地整備や園地、さらに駐車場整備など、管理費を含めて750万円程度の予算により進めていくことで計画をしております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

笠間市の観光活性化のために温泉設置をしてはどうかというご質問でございますが、笠間市の観光振興といたしまして、笠間市観光振興基本計画の基本目標である通年型観光地を目指し、笠間の特色を生かした体験型旅行プランの「笠間発見伝」の発売を、現在、旅行会社を通じて販売を行っております。

また、イベントとしましては、春のツツジを中心とする花めぐり、陶炎祭、秋の笠間の菊まつり、さらには匠のまつりなどをより魅力あるものとし、笠間に訪れた人たちが笠間らしさを体験し、地元の人たちと交流できる観光めぐりなどを整備し、活性化を図っております。

温泉の試掘につきましては、今まで民間の方が何回か試掘をいたしました但、いずれも温泉は出なかつたと聞いております。

議員ご提案の天然温泉設置につきましては、活性化策としてはさまざまな効果があると思われませんが、以前からお答えしているとおり、天然温泉の設置については行政が行うのではなく、民間の活力によって整備することが望ましいという考えでございますので、市としましては、天然温泉設置は考えておりませんので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 杉山一秀君。

20番（杉山一秀君） それぞれお答えをいただきましたが、ありがたいのか、ありがたいのか、何だかさっぱりわからないような返事で、一番最初の石井北部総合公園線の道路新設についてどういうふうになっているのか、何号線と言われてもわからないのが現状であります。とにかくはっきりと、これだけを答えていただきたいなと思うんです。すぐ始まりますという話は聞いておりますが、いつごろ始まるのかということを知りたいなと。それをまた地元の人みんな待っているわけでございますから、その点をもう一回、いつごろこの路線については始まるよということをはっきりと教えていただきたいというのが質問であります。

それから、介護施設について今お答えをいただきましたが、市営ではやらないと言いますけれども、一般の我々は、私立の介護施設に入った場合には、高くて、とても国民年金の人なんかは入れないという認識をしているのが事実であります。そういうことをわかりやすく説明をするにはどのようにするのがわかりませんが、どういうことを企画しているのか、考えているのか、もう一度聞いてみたいと思います。

今、補助があるよとか、入所するときはいろいろと相談をなさいというようなお話でございますが、それは当然であります。実際にどういうふうに高くなる、安くなるという実例をもってお話をいただきたい。市営でやらないならば、国民年金の安い人が入れるにはどうすればいいのかということをお知らせをいただきたいと思います。

それから、においについてでございますが、今聞いてみると、県の方に相談をしてみましようということでございますから、私も、地元の人いろいろ困ったことが寄せられますので、そういうことは早急にやっていただきたいなと思います。何もにおいがなければいいわけですから、そのにおいが飛ばないように、ぜひともお願いをしたい。県との相談を密にしていきたいということをお願いしておきます。

それから、試験場跡地の公園の問題でございますが、何だか説明が簡単過ぎてよくわからない。中には、本を読む人やスポーツをしたい人、また体の悪い人等もおりますから、例えばベンチをこんなふうに備えるとか、あるいはそういう場合にはこんなふうに対処するとか、いろいろあると思います。そういうことも含めて、どんなふうに行うのかということをお伝えいただきたいと思います。もう一度、これは聞かせていただきたいと思います。

それから、天然温泉のことについてでございますが、いろいろと今、部長様から説明を

いただきましたが、笠間市ではやる気がありませんということでございますが、隣町のことを言っては失礼ですが、八郷なんかの温泉は非常ににぎわっているということを聞いております。また、猿島のグリーンセンターといいまして、ごみの焼却場からと、あとは天然の温泉を加えてプールをつくったり、おふろをつくったりしていて、大変にぎわっているということを聞いております。

そういうことがありますから、笠間市でもぜひとも、広くなったわけですから、お湯が出ないということは絶対ないと思います。そういうのはきっと経費がかかりますから、なかなかやりづらいでしょうが、この前私たちがそういう話をしますと、会費制ですね、株券を払ってでもぜひともそういう温泉が欲しいということがありました。何も笠間市だけがお金を負担するというのではなくて、民間の人たちもぜひともそういう経費を負担してもよろしいというようなことも聞いておりますので、もう一度本気になって笠間市内のところを探す気があるのかどうか。探した場合にはこういうふうに設置すると。そうでないと、旅館でも、見たとおりだんだん寂れていって、本当に困ったなと思っております。やっぱりそういうことによって観光客の多い少ないがありますから、観光客も、おふろがあると、相当旅館でもお土産店でも非常に潤ってくるのではないかと、そんなふうに思えて仕方ないのです。もう一度、その点についてお聞きをいたしたいと思います。

笠間市でやらないと言えればそれっきりなんですけど、もう一度やれるような体制、地元の人も応援をしますということがありますので、もう一度お考えをお聞かせをいただきたいと思います。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

都市建設部長（橋本雅晴君） それでは、杉山議員さんの再度のご質問にお答えいたします。

実施時期につきましてはいつごろなのかというご質問でございますが、農繁期を過ぎました10月ごろに事業説明会を実施いたしまして、平成22年度につきましては路線測量、用地測量に着手していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） 杉山議員の再度の質問にお答えいたします。

特定入居者の介護サービスの内容でございますが、第1段階としまして、部屋の場合にはユニットの個室とか準個室、従来型の個室、多床室というような分類がございます。それで、第1段階としましては、本人及び世帯全員が住民税非課税で、養護・福祉年金受給者または生活保護を受給している方につきましては、多床室についてはお金がかかりません。また、食費の負担は、1日の限度額でございますが、300円でございます。また、第2段階としましては、多床室につきましては320円、食費の負担の限度額については390円ということで、これはいずれも1日当たりの単価でございます。第3段階としましては、本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額プラス課税年金収入額が80万円以上の

方でございますが、多床室であるならば320円、食費につきましては650円というような単価になってございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 杉山議員の再度のご質問にお答えします。

笠間市の周辺には、幾つかの公共温泉施設がございます。ご案内のとおり、石岡の方にもありますし、城里町、あるいは常陸太田の方にもございます。公共温泉施設として経営してございますが、いずれの温泉施設も、かなり厳しい経営状況になっているということもございます。

先ほどお話ししましたように、温泉を公共でやる場合につきましては、当然、設備の初期投資あるいは運営面、いろいろな面での検証が必要になってまいります。さらには、今、お話ししましたように、民間が何回か試掘した中ではなかなか温泉が出ないということもございます。

したがって、先ほどお話ししましたように、民間の活力による活性化を期待することによってございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

市長公室長（青木 繁君） 再質問にお答えいたします。

畜産試験場の跡地利用で、簡単過ぎて、もっと整備内容を具体的にという再質問でございます。

まず、畜産試験場につきましては、面積は全体で38ヘクタールでございます。県道友部停車場線、穴戸の方から来る道路を挟みまして、南側に17ヘクタール、そして北側に17.9ヘクタール、そのわきに国有地が3.1ヘクタールございます。その北側の17.9ヘクタールの一部、2万9,000平米、2町9反になりますけれども、そこを整備を考えております。

内容につきましては、イチヨウ並木が中にございます。これを保存しながら、そこに歩行者の道、3メートルの道をつくりまして、一応並木を残そうと。そして、園地、全体の中の2万1,000平米、2町1反になりますけれども、ここに花の広場をつくらうと。花の広場といいましても、パンジーとかそういう手間のかかるものを植えるのではなくて、牧草系の花を植えて、管理も簡単な形で広場をつくっていこうということが基本でございます。そして、その中では開花期間の長いものをやりながら進めていこうと。そして、駐車場1,200平米、これも簡単に碎石舗装で進めていこうということでございます。

そして、友部の駅の方から行く道路が、ヒノキ系の樹木に覆われていまして中が暗い状況になっています。あの辺を間伐をしながら、中を明るくするような形で林地の間伐をしていこうということでございます。

そしてまた、間伐したものをチップ化して、園路あたりに敷きながら、草の防止等にやっけていこうということで、暫定的に利活用をしていこうという考えでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 杉山一秀君。

20番（杉山一秀君） いろいろ説明をするのにも大変でしょうけれども、先ほど石井北総合公園線のことにつきまして、10月から始めるということですが、測量が若干おくれるのかな。田植えが終わったら何を始めるのか、その点が大体決まっていると思うんですが、ことしの10月から始まるということで、10月にいろいろと現地を調査したり、測量をしたりするのでしょうか。そのやり方について、10月という設定はわかりましたから、どういふふうにやるのかということ、もう一度だけはっきりとお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

それから、老人介護施設につきましては、大分国民年金の人たちが非常にかかるのではないかと。今聞いたら、食費が幾ら幾らなんて、食費のことばかり説明をしましたがけれども、そういうことではなくて、15万円とか20万円とか1カ月かかるみたいなんです。そういうことも、こんなふうになりますよというような説明を、みんなに知ってもらうように何か手だてを考えていただきたい、そんなふうに思います。そうでないと、いつまでも私立の介護施設は非常に高い、我々では入れないのではないかと失望をしている人が随分おりますので、そういうことを市報かなんかによって説明をしていただきたいなということでございますが、そういうことについて、もう一度、わかるように説明をするかどうかお尋ねをいたします。

それから、畜産試験場跡地、いろいろと今説明をいただきましたが、どんなふうに行けるのかわかりませんが、中には、体の悪い人もいるでしょうし、スポーツをする人もいるでしょうし、読書をする人もいると思います。そういう人のために、もし体を悪くしたらその公園を使ってどうなるのかなということが非常に心配になりますので、そういう場合の対策についてお答えをいただきたいと思います。

それから、天然温泉につきましては、民間の活力を期待しているということでございますが、先ほども申しましたとおり、みんな民間の人が、株券みたいなもの、例えば1人10万円ずつ出ささいというようなことには応じますということもありますので、もう一度、笠間市が音頭をとりまして、民間活用と言わないでぜひともやっていただきたいなと。そういうことがありますので、そうした場合にどのようにするのか、もう一度だけご説明をいただきたいと思います。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

都市建設部長（橋本雅晴君） 杉山議員さんの再度のご質問にお答えいたしたいと思います。

どういふふうに行うのかというご質問でございますが、当該路線には、田んぼ等が作付されると思いますので、そういった農繁期を外しまして、10月ごろに路線測量や用地測量を実施していきたいということでございます。

路線測量、用地測量というのはどういうものなのかというご質問だと思いますので、路線測量につきましては、その道路を何メートルぐらいの道路にするか、そういった中心線測量とか、道路の縦断測量といいまして縦の線、あるいは横断測量といいまして横の線、そういったものをどうするかといった測量と、それから用地測量につきましては、どのぐらいの面積がかかるのかといった測量をするものでございます。

こういったものを10月以降に実施していきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） 杉山議員の再度の質問にお答えします。

例えば世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方が入所した場合、介護保険の利用料としては、介護5の方が1カ月、30日利用すると、施設により加算等もありますので、施設サービス費の1割の目安でございますが、2万8,000円から3万円程度が自己負担となります。また、多床室を利用すると、先ほど申し上げましたように1日当たり部屋代が320円、食費が390円ぐらいかかるわけですね。その他、日常生活と合わせると、おおよそでございますが、1カ月6万円程度の利用料がかかると思っております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

市長公室長（青木 繁君） 杉山議員の再々質問にお答えいたします。

体の悪い人、あるいはスポーツとか読書、こういうふうな対策どうなっているのかということでございます。

この件につきまして、まず、多目的な広場として、先ほど申し上げましたように牧草を中心の形の中で花を植えていきたいと考えております。そういう中では、安らぎ空間、あるいはいやし空間というような位置づけになるのかなと考えております。

また、遊具等につきましては、設置する考えはございませんで、その周辺にベンチ等を置きながら、イチョウ並木等の景観を保持しながら、そういう空間を提供していきたいということで考えている現状でございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 杉山議員の再々質問にお答えします。

掘削をする場合は、いろいろな手法があるところでございます。しかしながら、先ほどからお答えしていますように、笠間市につきまして、笠間ならではの特徴を生かしました笠間市観光振興計画を策定しております。これらの事業を優先に考えて実施しようということですので、先ほどからお答えしていますように、公共での温泉掘削については

現在のところ考えてございませんので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（市村博之君） 杉山一秀君の質問を終わります。

次、10番石松俊雄君の発言を許可いたします。

10番（石松俊雄君） 10番石松です。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

これまで、行政における人事政策の大きな課題は、いかに効率的な行政を実現するかということにありました。しかし、これからの行政は、人件費をいかに減らすかだけでなく、職員という人材がその力をフルに発揮することによってこそ住民福祉の向上が図れる、つまり一般企業と違って、笠間市にとって人件費は、コストではなく政策経費であるという考え方が必要になっていると思います。

市民がなくてはならないと感じられる市役所をどうつくっていくのか。職員がさまざまな機会を通じて、みずからの能力を伸ばし、力を発揮する。職員自身がみずからの役割に誇りを持ち、その仕事に携われることに幸せを感じることができる。これが、市の人事政策の目指すべき方向でなければなりません。

そこで、人事評価制度に関して、3点にわたってお尋ねをいたします。

まず、市長が考えておられる笠間市の職員像とはどのようなものか、お聞かせをください。

次に、笠間市の人事評価制度の現状について、制度導入後の成果はどうだったのか。問題点や改善点はないのかどうか、教えていただきたいと思います。

また、合併して間もなく5年目に入ろうとしていますが、45歳以上の職員で合併前の所属市町別に給与の平均額を見てもみると、45歳で平均額の高い岩間町出身者に対して、一番低い笠間市出身者との給与差は月額約1万9,000円、48歳で1万5,000円、53歳になると友部町出身者が一番高く、低い笠間市出身者と2万3,000円も開いているのが実態であります。さらに、給与をもとに算出される各種手当、果ては退職金、年金まで格差が生じるということになります。

学歴、勤続年数、能力が同等だったとしても、給与に格差がある現実、職員の士気の低下にもつながりかねません。さらには、住民サービスの低下にも影響を与えかねません。今後の人材育成や人事評価制度の効果的な運用を考えたとき、早急にこの格差是正を図る必要があるのではないかと考えます。

そこで、合併時に職員給与の調整はどのように行われたのか。そして、このような格差の現状について市としてどう考え、対処されようとしているのか、3点目にお尋ねをいたします。

次に、通告2問目の質問であります。

昨年9月29日、千葉県野田市議会は、野田市公契約条例を議決しました。この条例は、野田市が発注する公共事業、請負業務にかかわる業務に従事する労働者の最低賃金額を定

めるもので、全国初めてとなります。一昨年5月に、尼崎市で議員提案による公契約条例案が否決されたこともあって、その行方に全国の注目が集まりましたが、全会一致での議決となりました。また、それに先立ちまして、5月13日に国会では公共サービス基本法が全会一致で成立をしております。

その成立に尽力された現在の原口総務大臣は、この法律について、国民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、必要な情報や学習の機会が提供され、意見が反映されることなどが権利として明記されている。それを保障する国や自治体の責務、公共サービス従事者の責務とともに、その労働環境の整備についても規定している。この10年、官から民へという流れの中でさまざまな規制改革が進められてきたが、経済的規制と社会的規制が調和した新たな公共サービスを再構築しなければならない。また、労働者と政治、官公労と民間労働者、正規と非正規の三つの分断構造から脱却し、連帯することで、労働を中心とする福祉型社会が形成できるのではないかと述べられております。

私は、公契約条例は、こうした考え方の具体化の一つではないかと考えております。

そこで、公共工事契約や業務委託契約における労働者保護の観点から、笠間市の取り組みについて三つ質問をいたします。

まず、一つは、公共工事契約や業務委託の低入札に対して、市はどのように対応されているのでしょうか。

二つ目に、契約受託者の下請事業者も含めた賃金構成等の把握や労務単価の適切な履行についてチェックをされているのでしょうか。

そして、三つ目に、公契約発注に際して、官製ワーキングプアに対する市の認識について伺いをいたします。

次に、平成11年に地方自治法の施行令が改正され、価格以外の要素を取り入れた総合評価入札制度が採用されました。これによって、落札条件に価格以外の要素を導入できるようになり、談合防止や品質の確保に効果的であると言われております。この基準に公正労働基準を入れることも可能で、さらには環境問題への取り組みなどの社会的価値といった要素も組み込むことができます。

笠間市でも、総合評価落札方式が試行されていますが、その導入の意義と目的、そして総合評価の評価項目や基準について教えていただきたいと思っております。

最後に、野田市での公契約条例制定後、条例の全文と野田市と同様な取り組みをお願いするという根本野田市長名で文書が届いているかと思っております。それに対して市としてどう対応されるのか。そして、公契約条例制定の必要性に対する笠間市のご見解について伺いたいと思っております。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

なお、11時0分に再開します。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 石松議員の質問にお答えいたしたいと思えます。

市長が考えるこれからの笠間市の職員像ということでございます。地方公共団体は地方分権の進展による行政の守備範囲の拡大や職務内容の高度化に加えて、一層の行政改革の推進が急務となっており、これらの課題に適切に対応し、課題を解決していく職員が求められております。職員一人一人の能力が自治体の力量として問われているというふうに思われます。

笠間市では平成18年10月に、笠間市職員人材育成基本方針というものを作成をさせていただいておまして、この中で、求められる職員像として、五つの項目を掲げております。

私としては、こういうかたい考え方じゃなくて、私のかみ砕いた言い方で申し上げさせていただきますと、若い職員については、がむしゃらに仕事に打ち込むような、そういうパワーを持った職員というのが育ってほしいなと思っております。

それと、幹部職員については、部下を適切に指導し、育てられるような幹部職員であってほしいなということが、私の理想像と申しますか、そういうことでございます。

以上です。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

〔市長公室長 青木 繁君登壇〕

市長公室長（青木 繁君） 10番石松議員の人材育成方針と人事評価についてということで、何点かご質問いただきました。

まず、初めに、笠間市の人事評価制度の現状についてという中で、人事評価制度導入後の成果はということでございますが、笠間市の人事評価制度は、職員を評価し処遇に反映するだけにとどまらず、職員の能力向上を図り、人材育成活用を推進する人材育成型の人事評価制度、また、年度当初に全職員が目標を立て、それらの実績を評価するという目標管理型の人事評価制度として構築なされております。これらの人事評価制度を導入したことにより、目標管理の手法の浸透や、業務をより効果的、効率的に遂行しようとする意識改革、人材育成の推進に一定の成果があったと考えております。

次に、問題点や今後の改善点はあるのかということでございますが、人事評価制度を適正に運用していくポイントとしまして、公平性、客観性、透明性、納得性を備えた公務にふさわしい評価基準、評価方法、評価手続の確立が挙げられると考えております。

その中で、最も大きな課題としましては、評価をする能力の向上であると考えておりま

す。人事評価制度の本格導入をしました平成19年度の評価と比較しますと、本年度の評価のばらつきは非常に小さくなってきておりますが、公平性、客観性、透明性、納得性を高めるためには、評価をする能力の向上を継続的に努めていかなくならないと考えております。

次に、合併に伴う給与格差についてでございますが、合併時の職員給与はどうか調整されたのかということでございますが、合併前に支給されておりました給料月額を保障し、非役付き職員については、合併後モデル給料表を作成し調整をいたしております。係長以上の役職職員につきましては、役職は旧市町において正式に任用されてきたものであり、現行のまま新市に引き継ぎ、役職について大幅に格差のある部分については、一部合併時に調整をいたしたところでございます。

格差の現状でございますが、非役付き職員については、モデル給料表を作成しまして調整したことにより、格差はおおむね解消したと考えております。

役付き職員の給与の格差は、学歴や経験年数などを考慮せず年齢別に給与の平均で比較しますと、格差があることが現実でございます。この給料の格差については、合併時と比較して若干の解消は見られますが、役付き職員の多くは、平成18年の新給与制導入による給料表の引き下げにより給与額の昇給がない状態のため、合併時の格差はそのまま引き続いていると考えております。

それから、人材育成や人事評価の観点から早急な格差解消が必要と考えるということでございますが、給料の格差については、合併前の市町における初任給の格付や昇格時期の取り扱いなど、さまざまな要因により発生したものであり、これらを公平に調整することは非常に困難であると認識しております。

人材育成や人事評価の観点から給与の格差解消を考えますと、合併前に各市町において正式に任用された結果であり、給料の格差解消に意を用いるより、新給与制度による新たな昇給制度のもと、勤務実績を給料へ反映させるための基礎となる人事評価制度の公平で適正な運用に努力し、勤務実績の高い職員に報いることによりまして職員のモチベーションを高め、人材育成につなげていくことが大切であると考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

〔総務部長 小松崎 登君登壇〕

総務部長（小松崎 登君） それでは、石松議員のご質問、公契約条例についてご説明をしたいと思います。

まず、労働者保護の観点から、公共工事契約や業務委託契約におきます市の取り組みについてということでございます。

その中の一つといたしまして、公共工事契約、業務委託契約におきます低入札に対する市の対応ということでございますけれども、本市は、低入札価格調査制度実施要綱により

まして、工事の一般競争入札等に際しまして、低入札価格調査基準価格というのを設定いたしまして、この基準価格を下回った場合には、当該業者に対しまして、労務状況、経営状況、それらを調査いたしまして、適正な履行が確保できると判断した場合に、当該業者を落札業者と決定をいたしております。

本年度における低入札工事の件数でございますけれども、7件ございまして、市では、このような場合、業者から低入札価格調査表の提出をいただきまして、これに基づきまして、直接業者から、低入札で応札した背景、理由、そういったものを聴取し、低入札価格調査会におきまして当該事業者に工事を発注することの適否を協議した上で、最終的に選考委員会において落札業者とするか否かを決定するシステムとなっているところでございます。

さきの低入札調査表には、過去の工事实績ばかりでなく、当該工事における労務者の需要状況、それから賃金等の支払い予定額、こういったものも記載していただくようになっておりまして、業者からの事情聴取の中でも、この点については十分聴取できるように努めているところでございます。

しかしながら、低入札価格の調査制度実施要綱におきましては、工事に関してのみの規定でございまして、施設の保守点検、指定管理者の業務委託などにつきましては、仮に低入札価格による入札の場合であっても調査はいたしていないのが現状でございます。

2番目に、契約受託者の下請業者も含めた賃金構成の把握についてでございますけれども、工事の低入札の場合は、低入札価格調査会において引き続きその把握に努めてまいりますけれども、労務単価の適切な履行のチェックは、この笠間市を含めまして、県内の市町村では現在行っていないというのが状況であります。

3番目に、公契約発注に際しましての官製ワーキングプアに対する意識ということでございますが、官製ワーキングプアとは、公共の発注する工事や業務委託の入札に際しまして、過当な競争が受託業者の低価格の入札につながりまして、そのしわ寄せが当該企業の人件費に直結いたしまして、低賃金化や労働条件の悪化をもたらしているというようなことかと思えます。

また、国税庁の民間企業の実態統計調査におきます平成10年と平成20年の所得階級別企業の所得者数の推移を見てみますと、団塊の世代の現役退職も要因の一つかと思えますけれども、年間所得が200万円以上300万円以下の階級の給与所得者が増加する一方で、中間層は減少しているということがうかがえるわけでございます。

しかし、こうした状況を決して否定するわけではございませんけれども、本市のような地域におきまして、労働者個々の所得の推移ばかりでなく、まずは景気低迷に置かれております業者の振興、育成も重要なことかと思っております。この意味で、本市の工事におきます条件付き一般競争入札の地域要件を広げたことによりまして、市の発注する工事の大部分は市内の業者が受注しているところでございます。

これらの市内業者は、地元の住民を多く雇用しておりますことから、市内業者が工事を受注することによりまして、安定した雇用の確保が図られているものと思っております。

次に、総合評価落札方式についての中で、試行的に導入しております意義と目的ということでございますけれども、当市では、公共工事の品質確保を促進する法律の施行を受けまして、平成20年の11月に総合評価落札方式を導入いたしております。

総合評価落札方式とは、従来の評価のみによる競争と異なりまして、価格以外の要素を総合的に評価いたしまして、最も評価の高いものを落札業者として決定する方式でございます。過剰なダンピング等による下請業者へのしわ寄せ、品質低下を防ぐ目的で導入したものでございます。

平成20年度から一部工事におきまして試行的に行っているところでございますが、このことから工事の品質向上となりまして、また当該業者の落札した業者の育成にも寄与しているものと思っております。

次に、総合評価落札方式の評価項目や基準ということでございますけれども、総合評価落札方式は、公共工事の品質確保が主な目的でございます。その評価項目につきましては、施工実績、工事の成績、技術者の経験や能力、地域への貢献度、それから地域資材の活用などを盛り込んでおりまして、総合評価点の基準といたしましては、工事案件の都度、茨城県総合評価委員会の委員さんの意見を聞いて決めているところでございます。

しかし、平成21年5月には、国及び地方公共団体は、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他労働環境の整備に関し、必要な施策を講じるよう努めなければならないとする、先ほど議員言われた公共サービス基本法というのが制定されておりますので、この総合評価落札方式の基準の中にも、賃金の構成等も項目に加えていくことも検討事項としていきたいと考えているところでございます。

次に、野田市における公契約条例の制定と同市の同様な取り組みの要請という件でございますけれども、野田市は、市発注工事の請負工事などに従事する労働者の適正な賃金を確保することで、公契約に係る業務の質及び公契約の社会的価値を向上させ、市民が豊かで安心して暮らせる地域社会の実現を目指すために、全国に先駆けまして昨年6月に公契約条例を制定したわけでございます。

この条例は、地方から国の法整備を呼びかける先駆的なものでございまして、敬意を表するべきと思っております。

また、同市より、昨年10月1日に各市長あてに文書が送付されまして、本市におきましても10月5日に受領したところでございます。しかしながら、我が国の最低賃金法、それから労働法等がございまして、国の動向を踏まえまして慎重に対応してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、公契約条例の制定の必要性について、市の見解ということでございますけれども

も、本市におきましては、平成19年度に公共事業における賃金確保法の制定を求める意見書というものを、当時の議長名で時の政府に提出しておりますとおり、国が法整備を図るべきものと考えております。

また、本市における年間を通じた入札状況を見ましても、低入札落札や、いわゆるダンピングまがいの応札が頻繁に行われているとは言いがたく、その結果が受託業者に雇用されております従業員が低賃金状態に置かれているというような認識も抱いておりません。現段階では、本市が他市に先駆けまして当該条例を制定するという考えは、現在のところ持っておりません。

以上でございます。

議長（市村博之君） 石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） まず、人事評価制度に対する再質問から行っていききたいと思います。

笠間市は、国で新人事評価制度を決めるよりも、先に先行して人事評価制度を導入しております。国は昨年10月から新人事評価制度を導入しているんですけども、大変話題になっておりますのは、先ほど公室長が答弁されました、目標管理による達成度評価ベースで本当に正しい評価ができるのかということが話題になっているんですね。民間企業が成果主義的な運用の人事評価制度を入れて失敗をしたと。終身雇用制度、日本的な雇用制度の見直しも必要だということが経団連の中でも言われていますけれども、そういうことの二の舞になるんじゃないかということも、国の制度に対して指摘をされているわけですね。

したがいまして、公務員の業務形態等々、自分で目標を決めて、それにどれだけ到達したかという管理ができづらい、そういう公務員の勤務形態をもっと考慮したものにしなきゃいけないんじゃないかということが言われているわけですね。その意味で、処遇管理型じゃなくて、人材育成型の人事評価制度が求められているんじゃないですかということが言われているわけです。

先ほどの公室長のご答弁の中にもありましたけれども、私ども笠間市の人事評価制度は、いわゆる人材育成ということも基本に置いていますということをおっしゃったから、ある意味、中身的に言うと非常に先進的な人事評価制度なのかなというふうに思いつつも、片方で目標管理ということも言われていますから、その目標管理がどう人材育成に成果を上げているのかというところがもっと明確になっていかないと、国の中で議論されていることの問題点に対する対応には、私はなっていないんじゃないかなと思うんですね。

実は、一昨年ですか、9月の定例会で鈴木裕士議員が人事評価制度については大変詳しく質問をされております。鈴木（裕）議員の質問の中でも言われていましたけれども、この人材育成型という意味において、笠間市の人事評価制度のすぐれている点は、評価結果が出されます。その出された結果に対して、フィードバックして職員と評価者がまた話し合いをして、どこが悪かったのかというところを改め直していくような、そこが人材育成

につながっていくというところだと思うんですけども、私も非常にすぐれている部分だなと思いますし、9月の定例会の中で鈴木裕士議員も大変評価をされていた部分なんですね。

ところが、残念なことに、そういうことが本当にやられているのかどうかというチェックはしてないと。人事評価のマニュアルだとかスケジュールは配付はしているけどチェックはしてないということが、当時答弁をされているんですが、このフィードバック制度についてちゃんとやられているのかどうか、ここがチェックされているのかどうかということについての答えをいただきたいなということです。

それから、先ほど市長のお話の中にもありましたけれども、私は、若い人を育成する管理者が求められるというのは、非常に共感を覚えた市長のご答弁だったんですが、私も、この人材育成計画基本方針というのを随分読み込ませていただきました。

その中に、人材育成の推進体制というところに、この基本方針を踏まえて、人材育成計画、3年から5年のスパンでつくりますということが書かれているわけですけども、この人材育成計画と今後の人事評価制度、これから改善されていくんだろうと思うんですが、この辺がどういうふうに議論されてどこまで詰まっているのかということについて、もう少し詳しく教えていただきたいなということです。

それから、格差の問題なんですけれども、格差があるという現実については、公室長にはご認識をいただいているのかなというふうにご答弁を聞いて思いました。ただ、その格差については、いかんともしがたいということなのかなと思います。

職員すべてに公正に処理をなさйтеということが合併特例法の中で言われていて、一方で、地公法で現給保障しなさいということが言われているわけですから、高いところ、中ぐらいのところ、低いところがもしあったとすれば、合併特例法でいけば公平にしなきゃいけないと。地公法でいけば現給保障しなさいいけないということになっちゃうと、結局結論的に言うと高い方に合わせざるを得なくなっちゃうという問題がありますから、多分そういうことがあって、お金もかかりますし、果たして職員の給与を上を上げるということで市民の理解が得られるかどうかという問題もありますから、役職以上の問題部分については手がつけれなかったと、簡単に言えばそういうことなのかなと思いつながら、公室長の答弁を理解をしたんですけども、もしそうであるとすれば、私はそれでも是正はしていくべきだなと思うんですが、それができないとすれば、現実45歳以上の方というのは、人事評価制度の中で言えば部下を評価する立場にある方がたくさんいらっしゃるわけじゃないですか。そうすると、評価する立場にある人が公正な給与をもらってないとなれば、本当に公正な評価ができるのかなという疑問も、私の中にわいてくるわけですね。

私がお聞きしたいのは、条件がなかなか難しい中で、給与を統一しろということは言いません。給与を統一しろとは言いませんけれども、そういう現実を踏まえて、公正な評価ができるような納得ずくの今の現状、そういう職員間の合意というんですか、そういうこ

とはどういうふうにとられているのか。そういう努力はどういうふうにやられてきたのかということをお聞かせいただかないと、非常に難しいと言われても、ああ、そうですかというふうには私はちょっと納得できないので、その辺についてもう少しお聞かせをいただきたいということです。

それから、公契約条例の問題については、多分お聞きになっている皆さんも、何を答弁されたのがよくわからないというふうに私も思うんですが、私の問題意識は、市役所が契約している、業務委託をしているものも含めて、その企業の働いている人たちが本当にワーキングプアの状態になっているんじゃないかと。そういうことについても、市として私は責任を持つべきじゃないかなと思っているわけですね。

そういう立場からいきますと、小松崎部長のご答弁をお聞きしますと、低入札価格調査にひっかかった部分については、労務単価がちゃんと払われているのかどうかという調査はしています。しかも、ひっかかって、施設の保守管理だとか指定管理者については調査をしていませんということですよね。

今の総合評価落札方式の中でも、先ほど言われた企業の施工能力だとか、配置技術者の能力の問題、あと地域貢献ですか、そういうことは基準に入っている、公正労働基準については入っていないということをおっしゃられたわけですね。一方で、ダンピングがないと。そういう中で、要するにワーキングプアというのは存在していないという認識をしていますと言われたわけじゃないですか。調査もしないで、そういうことが何でわかるのかなと率直に私は思います。何の根拠で、こういう実態が笠間市には存在しないと言われているのか。ここは根拠をきちんと示していただかないと、ご答弁は私は納得することはできません。

それから、総合評価落札方式の基準の中に、公共サービス基本法の話も出されましたのでそれ以上言いませんけれども、賃金等も含めた公正労働基準をこれから含めていくということもお考えいただくということでしたから、私はそれはそれで考えていただきたいと思いますし、早目にそういうこともやっていただきたいなと思います。

もう少しお聞きしたいのは、実は、笠間市の建設工事評価総合評価落札試行要綱というのを私も目にしたんですけれども、この落札基準を定めようとするときに、学識経験を有する者2名ですか、その意見を聞かなきゃいけないとなっているんですが、これもケース・バイ・ケースという言葉で条件ついていますけれども、この学識経験者というのはどういう人なのかということですね。

それと、もう一つは、公正労働基準だけじゃなくて、この際ですから、環境問題ですね。ISOの取得だとか、グリーン購入だとか、そういうことに対すること、あるいは男女共同参画事業にも非常に我が市は力を入れているわけですが、男女共同参画の取り組み、それから障害者雇用なんかもそういう基準の中にも含めてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺に対するご見解もお聞かせをいただきたいということです。

それと、建設工事だけじゃなくて、業務委託の公契約にもこの総合評価落札方式というのを適用すべきじゃないかなと思うんですが、この辺はどうなんでしょうか。これもご答弁いただきたいと思います。

それから、公契約条例についてですが、これは国がやるべきことだと、簡単に言えばそういうことなんだろうなと思います。

それから、総合評価落札方式の中に公正労働基準を含めるということでしたから、ワーキングプアの問題については、こちらの方で解消していくということなんだろうと思うんですけども、ただ、この野田市が公契約条例を決めた背景の中に、いわゆる公契約にかかわる最低賃金というのをきちんと定めたというところが、公契約条例の私は大きな意味じゃないかなと思っています。

幾ら総合評価の中で公正労働基準を入れたとしても、そのときの基準になるのは、地域最低賃金なんですよ。地域最低賃金というのは、部長はご存じだと思いますけれども、いわゆる中卒者の初任給を基準に出されているやつなんですよ。地域最低賃金では生活できないということが、これは公の事実で明らかになっているんですね。これではだめだということで、野田市では公契約条例で野田市独自の地域最低賃金を決めているわけですよ。多分、条例の中身を見られているからおわかりだろうと思うんですけども、建設工事について、いわゆる二省単価と言われている労務単価の8割相当、それから委託業務については、市の職員の初任給を基準に大体時給というのが決められているわけですね。その意味で、この総合評価落札方式ではなくて、やっぱり公契約条例がないと、私は官製ワーキングプアの解消というのは図れないんじゃないかなと思うんですね。

国がやるべきことというふうにおっしゃっていますけれども、事実、尼崎市で議論がされたりとか、あるいは野田市では公契約条例ができていますけれども、そういう国に責任転嫁をするんじゃないかと、我が市の官製ワーキングプアに行政が責任持つというのは当たり前のことだと思うんですね。そういう意味で、何で公契約条例について検討できないのか、その理由について明確にご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

市長公室長（青木 繁君） 人事評価制度の再質問の中で、若干前置きしておきたいと思うんですけども、人事院勧告が17年8月15日にありまして、従来、我々公務員は1年たてば1号俸ずつ上がってきたものが、給与構造改革の実施ということで国の大きな方向転換がございました。これをしていくために、市では18年に早速試行という形で取り入れて、目標管理型、あるいは人事評価制度を19年から本格指導を行ってきたところであります。そういう中で、目標管理型制度には若干問題があるんじゃないか、フィードバック制度どういうふうにチェックしているのかというようなご質問がございました。

昨年よりフィードバックをしております、これは所属長から各内部で面談が終了した

のかどうかということを経済課の方へ報告を受けて、チェックを進めているところでございます。そういう中で、公正な評価というのはなかなか難しいんじゃないかということがございます。

また、格差を是正するというのは非常に難しいのが現状でございます。格差があることについて、だれも承知はしております。その中で、納得しているのか、あるいは合意形成はできているのかという視点でございますが、まず合併前にそれぞれの市町で支給をされておりました給料月額を保障し、非役付き職員については合併後モデル給料表に基づき調整を行い、係長以上の役職につきましては、旧市町においても正式に任用されてきたものでありまして、現行のまま新市に引き継ぎ、役職について大幅に格差がある部分については合併時に調整をするという方針は説明をまいりました。

納得しているのか、あるいは合意形成はできているのかということでございますが、職員おのこの考え方による部分もあるかと思いますが、合併後も、給与について不明な点があれば個人的に説明をしてきたところであります。不満を持っている、また納得していない職員がいるとすれば、これからも理解が得られるよう十分説明をしていきたいと考えております。

それから、人材育成基本計画でございますが、人材育成基本方針の実現の方策として、毎年度職員研修計画を策定しております。人を育てる人事管理上の取り扱いについては、人事異動方針の中で、自己申告制度、女性職員の登用、それからスペシャリストの育成、希望昇任・希望降格制度、庁内公募について定めまして、人事評価については、評価結果の報告や人事評価研修の中で各職員に内容を提供しております。

しかしながら、これらは個別に運用実施されてきているので、今後は全体的に網羅した実施計画となる人材育成計画を策定していきたいと考えているところでございます。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

総務部長（小松崎 登君） それでは、石松議員の2回目の質問にお答えをしたいと思います。

まず、最初に、ワーキングプアがないという根拠はどういうことかということでございます。

笠間市の入札状況を見ますと、先ほど申しましたように、特に低価格により入札が多く発生しているわけではないということでございますので、受託業者が従業員にしわ寄せをしていることはないというふうに推察をしているところからでございます。

2番目に、総合評価の審査委員でございますけれども、これにつきましては2名ございまして、大学教授、それから県土木の経験者をお願いしているわけでございます。これにつきましては、県の方で総合評価方式を導入していることから、同じ委員さんをお願いしているところでございます。

それから、総合評価方式の中に、環境関係、男女共同参画に関連すること、さらには障

害者等も配慮してはどうかということでございますけれども、これらにつきましては、今後、総合評価方式の中の項目の中に検討していくような方向で、学識経験者等とも相談をしてみたいと考えております。

それから、低入札制度で対応というご質問でございますけれども、現在、ダンピング対策として、県内の取り組みでございますけれども、低入札で入札があった場合は、本市のように低入札調査会制度で対処しているのが、水戸市、日立市など15の団体でございます。また最低制限価格を設定しているのは17団体ということでございます。利用制度を採用しているのが、茨城県を初めといたしまして8団体ということでございます。それから、何らの導入もしていないのが5団体という状況でございます。

本市におきましては、安価で工事の確実な履行が果たせるものであれば、合理的なものとして低入札価格調査制度を採用してきたところでありますけれども、競争性にそぐわない範囲の低入札制限価格の導入についても、今後検討してみたいと考えております。

また、現在、建設工事のみ対象にしておりますけれども、業務委託等につきましても考慮してみたいと考えているところでございます。

それから、本市で公契約条例を採用しない最大の理由は何かということでございますけれども、野田市の公契約条例につきましては、条例の適用範囲が限定的でございます。工事については1億円以上のもの、業務委託については1,000万円以上で、施設整備の運転管理、保守管理、清掃業務に限っているというような条件付きになっているようでございます。この条例の規定の履行に際しましては、契約解除等も定めているようでございますけれども、これらにつきましては、肝心の適用労働者からの申し出が必要なようになっているようでございます。

笠間市の入札の額等は、ただいま申しましたように野田の方では1億円以上ということでございますので、大きく差があるような状況でございますので、あえて笠間市においては、現段階で条例化に取り組むのを急ぐ必要はないのかなと考えているわけでございます。

しかし、基本的に、市といたしましては、公共事業の過当競争、いわゆるダンピングによります下請業者へのしわ寄せや労働賃金に影響されることは、発注者としては本意ではございません。現在、入札の状況を見ますと、先ほど申しましたように低入札工事が少なく、また地域性から判断いたしましても、労働者に対する影響は少ないというふうに考えております。しかしながら、発注者といたしましては、企業の協力を得ながら、労働条件の実態というのを検証する必要性については今後検討していかなければいけないと考えていわけでございます。そのような状況の中で、官製ワーキングプアの兆しが見えるようなときには、市といたしましても、その対応を講じていかなければならないと考えているわけでございます。

現段階では、その対策として考えられるのはどういうことかといいますと、先ほど来議員もおっしゃられたような総合評価方式、要するに賃金構成を評価項目に入れる、ある

いはその他もろもろの項目を評価項目に入れること、さらには最低制限価格の設定、それから昨年の5月に制定されました公共サービス基本法の趣旨に沿った行政指導、そういったものが挙げられるかと考えております。これらにつきましては、国、県と協議しながら今後検討してまいらなければならないという認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） 人事評価制度の方の話なんですけれども、これからいろいろと議論されていく部分もあるんでしょうけれども、人材育成方針の中で、先ほど公室長の答弁の中にもありましたが、今後の方策の中で私が非常に興味を示しておりますのは、いわゆる女性職員の登用だとか、希望昇格・希望降格の制度についてだとか、あとは行政改革の平成20年度の実績表を見てもかなり職員の研修がやられていますよね。予算も今回かなりとっていると思うんですけれども、公務員意識改革も含めたそういう全員の職員研修からいろいろな段階の職員研修があるんですけれども、この研修についても、研修の評価方式について検討していきますということが、人材育成基本方針の中には書かれているわけですが、この辺のことというのは、今後どのように検討されるんだろうかということと、あともう一つは、先ほども申し上げましたけれども、管理者のあり方という、適切な若い人を育てることができる管理者のあり方像というを市長言われましたけれども、全く私はこれは共感を覚えるというふうに先ほども申し上げましたが、そういう意味で、評価というのはやっぱり公平でなければならぬと思うんです。かなり評価者側の研修というのはやられていると思うんですが、ただ、私は、今まで苦情があったかどうかというのはわかりませんが、一般的に言われている360度評価というんですか、上司が部下を評価するだけでなく、部下も上司を評価するという、そういう360度評価だとか、あるいは評価に対して職員が不満を持ったときに苦情を処理する苦情処理のシステム、そこには第三者の評価委員を入れるという、そういう方法なんかもあるんですけれども、そういう評価制度についても、もっと私は検討を加えるべきだろうと思うんですが、その辺の認識も伺えたらと思います。

それと、もう一つは、これからの人事評価制度というのは、若手を育成していく、次世代のリーダーをどう育成していくのかというのを基本に、私は育てていくべきだろうと思います。先ほど市長が言われた笠間市の職員像からも、そういうことが言えるんじゃないかなと思うんですね。

そういう意味で、人材育成方針の中に、例えば新たな人材発掘プログラム、これよくやられていることなんですけれども、インターンシップ制度ですとか、あるいは大学の就職の説明会のときに笠間市がプレゼンテーションに行くだとか、そういうことをやりながら本当に優秀な人材を笠間市に呼び寄せるといったプログラムをつくったりだとか、あとは次世代、本当にやる気のある若い人をつくっていくというのはとても大事なことだと思うん

ですが、がむしゃらに頑張るといふことと全体をまとめてリーダーシップを発揮していくといふこと、両方私は必要だろうと思ふんですね。

その意味で、なかなかリーダーシップを発揮できるような立場にいない若い人たちを、そういうリーダーシップの体験ができるような、いわゆる次世代リーダー育成プログラムみたいな、そういう発想も私は必要じゃないかなと思ふんですね。この辺の若手育成といふことに対する問題意識についても伺えればなと思っています。

それと、もう一つは、これから先、多分、正規職員はどんどん減っていくだろうと思ふんですね。その分非正規職員といふのはふえていくだろうと思ふんですが、この非常勤の職員の方々の処遇、同じ非常勤であっても、責任ある仕事をやらざるを得ない人といふのはこれから出てくると思ふんです。

以前私は質問したこともあるんですけども、この非常勤の職員の有効な活用といふのを考えたときに、採用だとか処遇の面で、やっぱり仕事の内容、責任の度合いによって差をつけていくといふことは必要だと思ふんです。そういう検討をしたりとか、あるいは退職された方の再任用制度ですね。これも、行政改革の実績表を見ますと、水道の施設管理者ですか、そこに何人が再任用で水道施設管理の経験がある方を雇われているといふのはわかったんですけども、そういういわゆる年金をもらうまでの就職の保障とか仕事の保障とか、そういう感覚ではなくて、例えば一つの事業が完結しないのであれば、途中で管理者がその事業の完結前に退職を迎えたのなら、退職以降も再任用で事業が完結するまで残ってもらうとか、そういうシステムといふのも今後考えていかないと、人を減らしていこうといふ方向の中で仕事が回っていかないし、いい市の行政といふのはできないんじゃないかなと思ひます。

そういう意味で、非常勤職員の処遇の問題、退職した職員の経験をどう生かしていくのかといふ問題についても、問題意識をお聞かせいただければと思ひます。

それから、公契約条例の問題についてなんですけれども、私は先ほど申し上げました。要するに、公正労働基準といふふうになったときに、結局、労働者の賃金の最低基準といふのは地域最低賃金になるでしょうと。その基準は、中卒の初任給といふことなんですよね。これじゃやっぱり生活できないですよ。だから、ここを少しレベルアップして、ワーキングプアにならないようにするためにといふのが、もちろん公共事業の品質を保つといふのも二つ目の目的なんですけれども、一つはそこなんです。地域最低賃金よりも上げて官製ワーキングプアを防ぐといふのが、公契約条例の大きな意義なんですけれども、先ほど言われた総合評価制度の中では、やっぱり基準といふのは地域最低賃金になると思ふんですね。公契約条例の中でのその辺の問題意識、その辺はどうなのかといふことを先ほどお聞きしましたので、その答弁をお願いします。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

市長公室長（青木 繁君） 石松議員さんから人材育成方針について再々質問がござい

ました。

人材育成というのは、役所の仕事の中でも一番難しい仕事かなというような認識しております。そういう中で、市の方でも、方策としまして、先ほどとも重複しますが、人材育成は、狭い意味での研修のみならず、人事管理全般を通じてその推進を図るとされています。これは人材育成イコール職員研修ではないことを指しておりまして、これからの人材育成は、採用、異動、昇任、人事評価等の人事管理上の各制度や職場管理上のさまざまな方策を活用したものでなければならないというふうに考えております。

また、もう1点、人材育成というのは、私、人材戦略ということで自分なりに認識しているんですが、まず、笠間市の一番の計画そのものは、総合計画が一番上位にあります。これらを動かしていく、この総合計画というのは事業戦略でございまして、先ほど来行政改革の話が出ていますけれども、ここの整合、さらには組織戦略、人材戦略、これがリンクして初めてうまくいくのかなというふうに考えております。今後どのようにということであるんですが、いろいろ検討していかなくちゃならないというふうに考えております。

それから、管理のあり方のお話の中で、360度評価の話がありました。上司が部下を評価するだけではなくて、下から上司を評価してはどうかと、こういうのが360度評価という形になるかと思えますけれども、いろいろな課題、問題点がございまして。そして、次世代のリーダーをどう育成していくのか、特に若い世代をどう育成していくのかという部分も、十分に検討しながら進めていかなくちゃならない課題というふうに考えております。

もう1点は、非常勤の部分でございました。再任用の関係もあるかと思えますが、再任用制度につきましては、知識等の継承の観点から有効であると考えられます。しかしながら、再任用制度は、職員の定数管理や担当する職務やサービスの観点から、制度の運用は現在図られていない状況にございます。また、臨時、嘱託職員を継続して任用することにつきましては、従来の嘱託職員制度では任用期間が最高で7年でございました。平成22年度より、一般非常勤職員制度を導入してその改善を図っていくところでございます。

非常に雑駁な答弁で、答弁になっていない部分もあるかと思えますが、人材育成というのは重要な位置づけにあるということは認識しているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

総務部長（小松崎 登君） 最低賃金に関することかと思えますが、議員言われるように、最低賃金が現在の厚労省の基準であるというふうになっているわけでございます。その中で、ここ10年ぐらいずっと下がっている状況にあるというふうに聞いておるわけでございます。

現段階での私どもの考えといたしましては、それでやるのがふさわしいのかなというふうな考えを言っておりますけれども、現段階ではそれしか言えないような状況でございまして、反面、野田市で行っております公契約につきましては、最低賃金を超えまし

た公共サービス基本法を引用いたしまして、その労働者の賃金を設定しているようでございます。労働単価の80%を使って野田市の方はやっているようでございます。

先ほど申しましたように、現段階では、難しい部分、それから今年の5月に制定されたということで、私どもまだ県からのそういった指導もない中での発言でございますので、これが適切な発言かどうかわかりませんが、そういう中では、公共サービス基本法というものの趣旨をもう少し勉強させていただきまして、どういった方法が地域の労働者に対するダンピングによる影響が少なくなるのか、そういったものを勉強させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 石松俊雄君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、13時0分に再開いたします。

午前 11時53分休憩

午後 1時00分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番畑岡 進君、12番海老澤 勝君が所用のため退席いたしました。

次に、16番横倉きん君の発言を許可いたします。

16番（横倉きん君） 16番、日本共産党の横倉きんです。通告に従い一般質問を行います。

初めに、児童館について伺います。

次世代育成支援対策推進法が、2005年から2014年までの10年間の時限立法で、大企業とともにすべての地方自治体に義務づけられています。

かつて3世代家族が多かった時代は、子育て支援が厚く、子育ての経験が生かされていましたが、現在の子どもを取り巻く環境は、核家族で、子どもの数も少なく、子育ての経験の少ない親がふえています。その上、働く母親がふえ、また長時間労働、パート労働のかけ持ち、変則勤務などから、子育てが大変になっています。

また、児童の生活環境を見ると、テレビやゲーム機などでの遊びも多く、年齢の違う子どもたちが一緒に遊び、生活をする環境が少なくなっています。

子どもは、いつの時代にも次の世代を担う宝です。今まさに、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備が緊急に求められています。次世代育成支援対策推進法が折り返し点に来ている今日、本腰を入れ、利用者から喜ばれる内容のある児童館建設に取り組んでいただきたいと思います。

そこで伺います。

新年度予算に、児童館建設のための検討委員会への予算が計上されました。具体的にど

のような検討がされていくのか、伺います。

2点として、児童館は、子どもたちの発達を支援し、健やかに、そして豊かに成長するための場として、遊びの空間や読書や工作室、視聴覚室、調理室などの整備、障害者や子育て支援の場など、さまざまな機能が求められると考えられますが、児童館の建設について、どのような機能を持ったものをいつまでにつくる計画でいるのか、その構想について伺います。

3点目、建設計画に当たっては、既に建設されているところの事例などもぜひ参考に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

4点目として、児童館の運営するためのスタッフの確保について、市の構想を伺います。質問の2点目として、子宮頸がんワクチン接種について伺います。

日本では、20代から30代の女性に子宮頸がんが爆発的にふえています。年間1万5,000人の女性が罹患し、3,500人が亡くなっており、マスメディアでも取り上げられ、社会問題になっています。進行がんになる前に発見できれば、簡単な手術で100%治りますが、手おくれになれば、命は取りとめたとしても子どもを産めなくなったり、排尿がうまくできないなど後遺症が残り、医療費もかかり、また精神的な苦痛も大きいものです。本人ばかりでなく、その家族にとっても深刻です。

子宮頸がんの99%はヒトパピロウイルスの感染がわかって、現在では、この子宮頸がんを予防する画期的なワクチンが開発され、実用化されています。予防ワクチンは五、六年前から世界の100カ国で採用され、先進国のうち30カ国では公費による接種が行われています。昨年、日本でも承認されました。国内でも公費助成をする自治体がふえてきています。

ところで、平成19年度の笠間市の子宮頸がんの検診の実績は、20歳以上の女性が対象になりますが、対象者3万3,600人のうち、わずか1,700人に満たない5%しか受診していません。この低い受診率の原因を、行政は何に起因しているのか真摯に受けとめ、改善の手だてを打つ必要があるのではないのでしょうか。

ワクチン接種と定期的な検診の二重構えの体制で、子宮がんは100%予防できます。このような中、ワクチンを公費で接種をしてほしいとの女性たちの運動も広がっています。私は、笠間市でもぜひ公費助成をし、恐ろしいがんから命を救うことを求め、以下伺います。

1点目として、このワクチンについて正しい認識を得ることが大事であります。小、中、高、それぞれの年代や理解力に合った説明が必要であると考えます。これらの世代の人たちの命にかかわる大切なことでもありますので、学校の教育の中に取り入れてはどうでしょうか、見解を伺います。

2点目として、このワクチンは、感染する前、つまり性行動が始まる前に接種する方が効果的です。全額助成を決めた自治体では、小学6年生から中学3年生までを対象にして

います。実際に受ける少女のみならず、両親の理解も必要です。一緒に理解できる場として、PTAなど、また保健センター等の協力を得て、健診時に子宮頸がんワクチン接種の必要性を啓発すべきではないかと考えますが、見解を伺います。

3点目は、ワクチンは上腕部の筋肉注射で、半年の間に3回の接種が必要です。3回で4万円から6万円かかり、接種費用が高いことから、ぜひ早いうちに笠間市でも公費での接種を求めますが、見解を伺います。

第3の質問として、子どもへの医療費助成の所得制限の撤廃について伺います。

これまでの就学前までの医療費無料化をさらに引き上げ、平成22年10月から小学6年生まで拡大されることになりました。私は、子どもの医療費の無料化を求めてきた者として評価するものです。

しかし、所得制限があり、助成枠が拡大されながら、わずかな所得の差にもかかわらず制度の恩恵が受けられない世帯が生まれております。これは法もとの平等性に欠けるものです。非該当者の世帯といえども、各種の税金や家賃、住宅ローンの支払い、保育料や教育費など生活は大変です。子育ては未来社会への投資であり、子どもは明日の社会の担い手であります。これらの点から、所得制限をなくし、どの子ども医療費助成を受けられるようにすべきではないでしょうか。

また、小学6年生までではなく、中学生まで医療費の無料化をしているところがふえています。当市も検討してはいかがでしょうか、見解を伺います。

また、一部負担も償還払いとなっていますが、そのための事務手続も大変と聞いています。現物支給にならないか、伺います。

最後に、笠間学校給食センターの建てかえについて伺います。

旧笠間市学校給食センターが老朽化し、建てかえの時期を迎えています。給食は、食育教育として重要な役割を担っていることから、建てかえに当たっては、再度、センター方式と自校方式を比較検討し、見直しをすべきと考えます。次に述べるようなことを検討し、すぐれたものを選択し、採用していただきたいと考えます。

一つとして、食育教育の効果が最大に尊重される方式はどちらか。どちらがすぐれているのか。

2点として、学校経営の責任を負う学校長が管理しやすい方式であるかどうか。

3点目、給食に地産地消が活かされやすいか。

4点目、安全な給食が供給できる仕組みになっているか。

5点目、食材の安全や履歴の確認がしやすいか。

6、栄養士と調理員のコミュニケーションがよりとりやすい方式になっているか。

7点目、調理室の建設、設備など地元業者が参入できるものになっているか。

8、防災計画では学校が避難場所として利用されています。食の確保に貢献できるものか。これらについて伺います。

市長は、未来社会を担う子どもたちへの子育て支援、また農業振興についても、市の重点施策に掲げられています。その行政を一層進めるためには、センター方式ではなく、自校方式の方がすぐれていると考えますが、再検討をするべきではないでしょうか、市長の見解を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 横倉議員の笠間学校給食センターの建てかえについての質問にお答えをいたします。

笠間学校給食センターは、昭和45年から40年間にわたって、センター方式により笠間地区の児童生徒へ給食を提供してまいりました。しかしながら、老朽化が著しいため、早急に施設の整備を進めなければならないところでございます。

その実施に当たりましては、調理方式の違いによるそれぞれのメリット、デメリットや、センター方式を自校方式に変えた場合などの経費について検討を行い、その結果、調理方式については、変更せず、現施設の建てかえによる整備を行うこととした基本方針を策定をいたしたところでございます。

これらの方針については、昨年協議を経て、教育委員会議において決定し、建てかえ事業については、総合計画の3カ年計画に搭載し、ご報告したところでございますので、再検討の考えはございません。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 16番横倉議員のご質問にお答えいたします。

最初に、児童館建設のための検討委員会の検討内容でございますが、平成22年度から26年度までの5年間を計画期間とする次世代育成支援行動計画の策定に当たって実施してまいりました。

保護者のアンケートや、昨年開催いたしましたハッピートークなどの保護者からの意見や要望を見ますと、子どもが安心して遊びの場所や、親子が交流したり、子育て相談ができる場所が欲しいとの声が多く聞かれておりました。

このような要望にこたえるために、施設として児童館の整備を行動計画の重点事業として位置づけたところでございます。児童館を整備するためには、機能や面積、場所などについて検討をしていただきたいと思いますと考えております。

次に、どのような児童館をつくるのかとのことでございますが、国で示している児童館の設置運営要綱によりますと、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備を設けることとされております。そのほかの機能としましては、利用者のニーズ等を踏まえながら検討していただきたいと思いますと思っております。

先進事例を参考に検討をということでございますが、近隣自治体に多くの児童館が設置されております。規模の大小や盛り込んでいる機能など、自治体によってさまざまでありますので、本市が必要とする施設の参考となるような事例を勉強してまいりたいと考えております。

次に、児童館を運営するスタッフについてでございますが、児童館での遊びや生活を通して児童の健全な心身発達を支援できる児童健全育成活動の基本的な知識や技術を有する指導員などを配置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 子宮頸がんワクチン接種に関する児童への説明についてでございますが、子宮頸がん感染予防としましてのワクチンについては、疾病予防や性教育の指導の中で取り上げることはできますが、すべて学校教育の中だけでは難しく、家庭や社会の中で保護者や本人の自覚を促すことが必要かと思われれます。

市では、各地区での健康相談や女性の健診時の健康教育の場合において、子宮頸がんのワクチンの予防接種についての情報を提供してまいります。

ワクチン接種後長期にわたって感染が予防できる効果につきましては、まだ明確ではなく、ワクチンを接種しても前がん病変を発見できる子宮がん検診の継続受診は必要であるため、現在、国、県の動向及びワクチン効果の情報を収集しているところでございます。公費負担については、現段階においては考えておりません。

それから、所得制限をなくして医療費助成を受けられるようにするべきではないかのご質問でございますが、笠間市におきましては、受給者の所得制限については茨城県の基準で実施しておりますので、所得制限撤廃は考えておりません。

次に、中学生までの拡大についての質問でございますが、本年の10月より県の支給対象基準が就学前から小学3年までの年齢拡大を実施いたしますが、本市においては、単独事業としまして、さらに小学校6年生まで対象を拡大し実施することで、準備を進めております。

本市は、他の市町村に比べても、妊産婦、乳幼児、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障害者の受給者の方に、外来、入院、入院時食事代の自己負担についても単独事業で助成をしており、受給者に手厚い助成をしております。特に病気にかかる率が高く受診機会の多い乳幼児、小学生の医療費負担が大きいことから、これらを重点的に助成していく考えでありますので、中学生までの拡大は考えておりません。

2番目の一部負担も償還払いではなく現物給付にならないかのご質問でございますが、市単独助成の一部負担の助成についての受給者の事務手続につきましては、年1回の自己負担支給申請書の提出でございますので、大きな負担とならないと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 16番横倉議員のご質問にお答え申し上げます。

学校給食の実施に当たりましては、学校給食衛生管理基準を遵守することが求められ、その中で、食材の購入、保管、調理過程、配送及び配食、並びに検食、保存食、物資管理等に関する基準や施設の管理運営面における学校長や施設長の役割が厳しく定められ、それらを遵守して実施しておりますので、センター方式、自校方式にかかわらず、食材や給食の安全性の確保や学校長の管理面での問題はないものと考えております。

また、調理業務を行う上で調理員と栄養士の間でのコミュニケーションは不可欠であり、調理方式によって変わるものではないと考えます。

食育については、平成17年に食育基本法が制定され、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要であると考えます。そのため栄養教諭制度が創設され、本市においても1名が配置されており、担任教師と連携し、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行っております。

地産地消については、現在、給食用米穀はすべての調理施設で地場産米を使用し、さらに友部地区においては野菜類の供給も受けております。

どちらの方式が生かされやすいかということですが、地場産農産物調達のための生産流通システムの構築、価格の設定、安定供給などの課題、問題点を解決することによって、いずれの方式においても地産地消への積極的な取り組みが可能であると考えております。

給食センターの建てかえ事業への地元業者の参入については、この事業に限らず市の公共事業を進めるに当たっては、地元業者の方が参入できるものについては受注機会の確保を図っているところでございます。

次に、防災計画上の食の確保への貢献についてでございますが、防災計画の中では特に学校給食施設については触れておりませんが、緊急災害時においては調理施設として果たせる役割があると考えます。

議長（市村博之君） 横倉きん君。

16番（横倉きん君） 児童館の建設についてですが、いろいろなところも参考にしてということで、利用者のニーズに合ったものをつくっていただくということで大変いいかと思いますが、子どもたちや働く母親が多い地域につくる必要があると思いますが、今度の計画ではどの地域に建設計画を持っているのか伺います。

それから、子宮頸がんの問題では、今、子宮頸がんは20代から急増して1日10人が亡くなっております。これは10年前の2倍の数になっています。子宮頸がんの助成に踏み切っ

た自治体では、子宮がんの受診率が低いということで、その対策としてこのワクチンの接種に踏み切っているわけです。

私は、笠間市の子宮がんの受診率5%にとどまっていることは、市民の命を守る行政の果たす役割からして問題ではないか、何らかの対策を講ずる必要があると思います。市は、この低い対策について、子宮がん予防について、どのように考えているのか伺います。

それから、子どもの医療費助成の問題ですが、お金の心配しないでどの子も必要な医療が受けられることが、子育て支援のとても大事なものではないかと思えます。そういう視点から、県内で医療費助成の現状は6割の自治体が所得制限をなくしています。子どもたちの命を守る医療費の助成は、法もとの平等原則から見ても、笠間市もいろいろほかの事業もやっておりますが、この子どもたちの医療費の所得制限をなくすべきではないでしょうか。

この所得制限に必要な財源は、これまでの実績から推定していただきましたところ、小学6年生まで含めて1,360万円できるといえるということです。命を守る大切な事業であることから、これは最優先して予算化をしていただきたいと考えます。いかがでしょうか。

そして、今、茨城県でこの所得制限をやっている額、これは児童手当の基準を採用しているわけですが、平成19年4月に児童手当の法改正がされましたにもかかわらず、茨城県は平成8年の旧児童手当の低い基準を採用しています。法律が改正されているにもかかわらず旧法の採用は、新しい法の適用の義務をほごにしたもので、公務員の法を遵守する義務からしたら逸脱したものではないかと思えます。笠間市としても、この低い状況です。

ちなみにこの額は、茨城県ですと393万円に扶養1人につき30万円ずつプラスされます。夫婦と子ども1人ですと453万円ですと所得制限になってしまいます。新しい児童手当の基準ですと532万円、同じ条件で592万円まで所得制限、100万円以上も違うわけですね。

こういう低い状況の中で、所得が1円でも高ければ受けられない。子どもがアトピーなり耳鼻科にかかったりということになれば、この所得制限になった人たちにとっても決して生活は楽ではないし、医療費、給料前になると本当に病院に行くのが大変だというような状況もあります。そういう中で、やはりこれは見直すべきではないか、命を最優先してもらいたいということで、再度答弁を求めます。

また、学校給食で、いろいろ検討してということですが、市長が年頭のあいさつでも、かなり事務事業の見直しとか、こういう中で、前にも学校給食を取り上げましたが、やはり農業振興、地産地消、そういう点から見ても、笠間市ではほとんどの食材は調達できるものですが、センター方式ですと地元のは四、五品目です。自校方式ですと15品目から20品目も使われている。そういう状況がありまして、私は、やはり長い目で見て、教育の観点から、将来を見越して自校方式にしてはということとここに取り上げたわけですが、今の段階では十分果たせるというような意向ですけれども、ぜひ地産地消の面でももう少し具体的に、センター方式でどのようになるか、その辺の見解を伺いたいと思えます。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） 横倉議員の再度のご質問にお答えします。

どこに建設するののかということでございますが、先ほどお答えしましたように、場所につきましては検討委員会の方で今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 子宮頸がんの受診率でございますが、当市におきましては、平成20年度で9.6%、21年度で12%と、毎年受診率は上がっているところでございます。今後も、受診率向上に向けて、PRをより一層進めてまいりたいと考えております。

それから、所得制限の件でございますが、先ほども申しましたように、当市においては他市町村と比べましてもそれ以外のいろいろな単独事業で助成をしておるという観点から、今後もこれらを重点的に助成をしていくということでございますので、拡大については考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

教育次長（深澤悌二君） 再度のご質問にお答え申し上げます。

自校方式につきましては、小回りがきいて、独自の取り組みができるという点では対応しやすいと思いますが、地産地消をさらに推進するためには、それぞれの調理場で対応するよりも、事業としての効率を考えると、市全体での対応が必要であると考えております。

先ほど答弁しましたように、生産、流通、価格の設定、安定供給といったシステムの構築などの課題、問題点を解決することによって、自校方式、センター方式いずれの方式であっても、地産地消の拡大は図れるものと考えております。

議長（市村博之君） 横倉きん君。

16番（横倉きん君） 子どもへの医療費助成の3回目の質問をいたします。

先ほども述べましたように、茨城県のこの所得制限の額、余りにも低いこの額について市としてどのように考えているか。やはり子育てにはお金がかかります。そういう点で、全体的には茨城県以外は新しいところで592万円、茨城県ですと1人子どもですと453万円です。こういう開きの中で、どういうふうにご覧になっているのか。

子どもの子育て支援、少子化対策、そういうことからしたら、やはり優先的に、ほかの事業もやっているのは本当に評価するものですが、この所得制限があるというのは、せっかく拡大されても受けられない人が12.7%いるわけですね。人数として1,122人というか、12.7%がちょっとの差で受けられない。そういうことですので、この所得制限、こういう低い状態で所得制限をやるのであれば、せめて新しい児童手当の基準、他の県でやっている方法、その辺に持っていけないかどうか伺います。市長に答弁お願ひしたいと思います。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 県の所得制限の金額がどうかと聞かれても、私がこの場で答える立場ではございません。

議長（市村博之君） 横倉きん君の質問を終わります。

次に、17番町田征久君の発言を許可いたします。

17番（町田征久君） 17番町田です。さきに通告しました3点について一般質問します。

- 1、獺区の見直しを。
- 2、石岡城里線下安居十字路のバイパス計画の進捗状況について。
- 3、市税の滞納対策について。

まず、1点目ですが、獺区の見直しを。

2月25日岩間第一小学校にイノシシが侵入した。イノシシは東側の門から入り、学校敷地を駆け回って、1階の廊下の窓ガラス1枚を壊し逃げたとのこと。笠間市は全体的に山に囲まれている地形で、旧岩間の山間部ではイノシシが庭に侵入している状況で、大変危険である。獺区の見直しをしてはどうか。

- 2、石岡城里線下安居十字路のバイパスの計画の進捗状況について。

石岡城里線下安居十字路のバイパス計画は、ことしで14年目になり、地権者との同意も進んでいます。ここは混雑がひどく、早急の実現を望んでいる。私は、今回で質問するのは旧岩間町を含め3回目になります。現在の進捗状況についてお伺いします。

- 3、市税の滞納対策について。

20年度の笠間市歳入歳出決算によりますと、市税の不納欠損金は1億8,757万1,891円、収入未済金は11億737万1,891円、これに国民保険税1億285万3,632円を含めると、多額の不納欠損金が処理されています。また、ことしの予算によると、市税徴収嘱託員報酬1,980万円計上、また茨城租税債権管理機構負担金1,037万1,000円計上しています。

それでは、続けて質問いたします。

- 1、自動車のタイヤロックの実施件数。
- 2、公売件数。
- 3、茨城租税債権管理機構による1年間の徴収実績額。
- 4、市税徴収の嘱託員の徴収実績額。
- 5、茨城県で笠間市の徴収率は何番目か。
- 6番、軽自動車税の車種の内容をお知らせください。

以上、3点お尋ねします。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長（打越正男君） 17番町田議員のご質問にお答えをいたします。

獺区の見直しの件についてでございますが、ご指摘の獺区の見直しにつきましては、現行法上の鳥獣保護区のことと思われまます。

旧岩間の山間部の鳥獣保護区につきましては、石岡市との市町村境の愛宕山及び鐘転山周辺域の807ヘクタールが、鳥獣の保護繁殖を図るための鳥獣保護区として指定されており、この区域では鳥獣の捕獲が禁止をされております。

なお、例外的な取り扱いとしてであります、この鳥獣保護区におきましては、市で実施する有害鳥獣捕獲隊によるイノシシ等の捕獲期間につきましては、年3回期間を定めて捕獲を実施しているところでございます。

しかし、それ以外の期間につきましては、イノシシ等の狩猟行為は認められておりません。

また、この鳥獣保護区についてであります、茨城県が策定した鳥獣保護事業計画に基づいて10年間の保護期間があり、前は平成17年度に期間更新されたことから、次の更新は平成27年度になる予定でございます。

したがって、現在、この保護区内で有害鳥獣としての捕獲ができるのは、有害鳥獣捕獲隊による限られた期間のみ可能であり、それ以外は獺期として認められた期間であっても、鳥獣捕獲ができないこととなっております。

一方、狩猟ができる旧岩間の山間区域でございますが、難台山及び館岸山周辺域が狩猟可能区域であり、一般的には乱場と呼ばれております。

この区域でのイノシシ捕獲に当たっては、茨城県イノシシ保護管理計画によりまして、固体数を管理する等の目的で、従来の期間を1カ月延長し、11月15日から3月15日までの4カ月間が狩猟可能期間と定められているところでございます。

このような状況から、旧岩間の山間区域で狩猟ができるのは、難台山及び館岸山周辺域であり、愛宕山及び鐘転山周辺域については、鳥獣保護区として指定された区域であるために、しかもこの期間は原則変更できないとなっていることから、この指定区域の廃止、縮小に向けた見直しについては現在のところ考えておりません。

以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

〔都市建設部長 橋本雅晴君登壇〕

都市建設部長（橋本雅晴君） それでは、17番町田議員のご質問にお答えいたします。

石岡城里線下安居十字路のバイパス計画の進捗状況でございますが、当バイパスは、茨城中央工業団地笠間地区への主要アクセス道路として、安居地内を南北に縦断する延長1,680メートル、幅員27メートルの都市計画道路下安居南北線として、平成9年3月に石岡城里線のバイパスとして都市計画決定された路線でございます。

これまで茨城県では、仁古田地内の大洗友部線を交差する交差点改良を重点的に行ってきたところでございます。また、当バイパスの整備に当たっては、茨城中央工業団地笠間

地区の土地利用の動向や現道の交通量などを見ながら、事業化について検討しているとお伺っております。

本市といたしましては、本路線の整備促進を図るため、昨年8月に、笠間市ほか3市1町で構成する石岡城里線県道改修期成同盟会において、本市区間4.3キロメートルのバイパス計画区間の整備と下安居地内の渋滞を引き起こしている交差点改良について、知事に要望を行ってまいりました。

しかしながら、下安居地内の交差点改良には住宅の移転等が生じることから、地元の協力体制が必要不可欠と考えております。

引き続き、バイパス区間の整備と交差点改良について事業化が図られますよう、強く県に要望してまいりたいと思っております。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

〔総務部長 小松崎 登君登壇〕

総務部長（小松崎 登君） それでは、町田議員のご質問、市税の滞納対策についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、平成20年度の笠間市の歳入歳出決算によります多額の不納欠損についてでございますけれども、平成20年度の不納欠損の処理につきましては、適正な財産調査及び現地調査を実施いたしまして、倒産のケースを初め、換金すべき財産がない者、居所不明や相続人が不明など回収の見込みのない案件につきましては、地方税法の規定に基づきまして不納欠損をしたところでございます。

多額の不納欠損につきましてはの内訳でございますが、市税におきましては、先ほど議員おっしゃいましたように1億8,757万1,909円でございますが、その中の主なものといたしましては、固定資産税が1億5,803万2,473円ございまして、全体の84%を占めておるわけでございます。

その中で主な要因といたしましては、市内のショッピングセンター、それから地元企業の倒産に伴うものが約半分の8,000万円ほどあるような形になっております。その他につきましては、先ほど申しましたように居所不明、それから相続人が不明等で回収の見込みができない案件であります。

さて、一つ目の自動車タイヤロックの件数についてのご質問でございますけれども、自動車のタイヤロックにつきましては、現在実施に至ったケースはございません。これは、タイヤロックをすべく茨城運輸支局に自動車登録証の差し押さえを実施いたしまして、差し押さえ調書を本人に送付いたしました結果、納付されたということによりましてタイヤロックは実施に至っていないというのが現状でございます。

なお、タイヤロックにつきましては、所有者、使用者、それらが滞納者の名義でなければ自動車の登録証を差し押さえができないということもございまして、調査をいたしましても該当件数が少ない現状でございます。

タイヤロックまでの催告はなかなか難しいわけでございますけれども、現在のところは、貯金や不動産の調査、それから差し押さえに力を入れて取り組んでいるところでございます。

ちなみに、差し押さえの状況でございますけれども、平成19年度は45件で約139万円でございます。平成20年度は70件で約280万円、今年度につきましては、収納向上対策ということを重点目標に位置づけまして、2月現在で184件、前年度に比べまして2.4倍でございます。金額といたしましては72万250円を換価した実績がございます。不動産の件数が62件、貯金が222件で、合わせまして72万520円の換価実績を上げているわけでございます。

次に、公売件数とのご質問でございますけれども、公売につきまして、笠間市において不動産を差し押さえしたものを茨城租税債権管理機構に公売事案として移管しておりますけれども、これらの不動産をすべて公売を前提として業務の遂行をしているところでございます。その中で、公売によりまして売却に至った件数は、平成19年度に2件、20年度に1件、21年度に2件でございます。売却までに完納となったものや公売不適と判断されたもの等がございます。

なお、合併後、笠間市として茨城租税債権管理機構に移管した不動産公売事案は、今年度までに70件ございまして、そのうち売却件数は5件、配当金額では1,781万9,400円というふうになっているわけでございます。

それから、先ほどの順番が違ったらおわび申し上げますけれども、その次に茨城租税債権管理機構に移管をした実績ということでございますけれども、平成20年に50件移管をいたしまして、そのうち収納額が3,821万5,000円、21年度には49件委託いたしまして、収納額が4,196万1,000円でございます。また、これらに伴います負担金につきましては、平成20年度で860万円程度、平成21年度では1,000万円程度の負担金を支払っているところでございます。

次に、徴収嘱託員の実績についてのご質問でございますけれども、徴収嘱託員につきましては、平成19年度で20人、平成20年度では9人の嘱託員をもって徴収に当たっているわけでございます。平成19年度で徴収いたしました金額が4億400万円、平成20年度では3億9,100万円ほどの徴収実績がございます。この徴収に当たります人件費でございますけれども、平成19年度で2,060万円、平成20年度で1,800万円ということでございます。パーセントにしますと、この徴収額に対する人件費が約5%という程度でございます。

次に、県内の順位ということでございますけれども、市町村税全部で、国保税を除きますと、平成21年度の1月現在の徴収率の順位でいきますと、笠間市は県内44市町村のうち31番目ということでございます。

次に、軽自動車税についてのご質問でございます。軽自動車税につきましてはの種類ということでございますけれども、軽自動車税の中には、原付の2輪、ミニカー、それから農

業用の二輪車、四輪車、それから特殊作業、小型特殊でございます。そのほかに四輪家用車、四輪営業車、それから二輪の軽自動車、これは250ccから125ccまで、それから二輪の小型車ということで250ccを超えるものというような種類の軽自動車があるわけでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 町田征久君。

17番（町田征久君） 再質問します。

イノシシの件なんです、これ年3回駆除を行いますが、猟友会の人に聞くと、旧八郷町の方へ逃げていってしまうんだと。岩間でやっていると、旧八郷町の方へ峠を越えて逃げていってしまうというような話を聞いています。これは猟友会とお話をして、旧八郷町と合同の駆除を行ってもらいたいと思います。

それから、いろいろな問題について猟友会とお話し合いを年間何回かしているのか、お尋ねします。

それから、石岡城里線のバイパスの件なんです、先ほど住宅がかかると聞きましたが、住宅がかかるのはずっと先へ行って1軒かかるのかな、私はかからないと思ったんですよ。

なぜ私がというと、14年前にあそこの岩間土地改良区の事務局長をやっているんで、水戸の土木と地権者とあそこで話し合いをしたんです。そのとき私は土地改良の土地は全部わかっていましたから、ずっと行って住宅はかかるんですか、これひとつお答えお願いしたいと思います。

それから、今年の8月なんですね。これは私なりに解釈をすると、現在、茨城空港周辺の県道が、笠間を含んで物すごくお金が県でかかっています。恐らく集中して県の土木予算はあっちへ行っているんじゃないかと思うんですよ。行っちゃっているんです、事実。だから、あれが一段落ついたら、ことしは直接笠間市として、笠間市が関係するバイパスなんですから、言ってくださいよ、私も一緒に行きますから。土木は顔なじみですから、あそこは、ひとつお願いしますね。

それから、市税の滞納対策については、大変に細かくお答えをいただきましたが、軽自動車の不納欠損金415万808円、収納未済金が2,558万1,946円、これ単純計算しますと、来年の不納欠損金はことしより100万円ふえることになりますね、5年で欠損するわけですから。

これどうなんですか、まず50ccのバイクは1,000円ですね。1,000円でも、20台集金すれば2万円になるわけですよ。恐らく相当数のバイクの未納があるんじゃないかと思うんですよ。たかが1,000円だから行かなくてもいがっぺというような感じで、滞納整理をしているんじゃないかと思いますが、どうですか、総務部長。私はそう思うんですよ。私も滞納整理は随分やりましたが、大口の方を先に集金して、小口の方は後に回すという、人間としての習性があるんですね。

あとは、もう一つ、市の納税課、滞納課かな、その職員は今何人いて、実際に専門でお客さんのところへ行って、この徴収員以外に市の職員が直接徴収作業をしているのか、お尋ねします。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

都市建設部長（橋本雅晴君） 再度のご質問にお答えしたいと思います。

初めに、住宅がかかるのかというご質問でございますけれども、下安居の交差点、いわゆる「なべや」の前の交差点でございますけれども、そこにつきましては、笠間市の方から石岡の方面、それから石岡から城里方面、笠間市の方面に向かってくる交差点、いずれにしてもセンターラインがないということで、「なべや」の付近については特に狭い狭隘な区間となっております。そういったことから、交差点については、基本的に右折レーンがないとスムーズに車は曲がれませんので、そういったことで交差点を改良していくのには、やはり人家を移転させての計画でないといけないのではないかといったことでございます。

それ以外の方法としては、石岡城里線につきましては、現在、水戸市の内原町、これ県の資料でございますけれども、内原町で1万1,211台、それから小美玉の部室地区のところでは1万4,462台という交通量がございます。したがって、笠間地区のこの交差点については1万1,000台以上は通っているものと予想されます。それから、茨城岩間線の交通量につきましては、笠間市押辺のところでは4,407台ということで、大体3倍近くの交通量が石岡城里線にあるといったことから、今の信号機を少し時間差をすることによってそういった対応も可能なのかなということで考えております。

また、先ほどの要望の件でございますけれども、昨年につきましては、うちの市長にも行っていただいて、市長みずから知事あてに要望していただきました。先ほどご指摘いただいた下安居交差点につきましても、市長の方から強く要望していただいたところでございます。

ことしについても、市独自で要望してはどうかというご質問につきましては、県の方と十分調整しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） 再質問にお答えしたいと思います。

獵友会との打ち合わせを年に何回ぐらいやっているのかというお尋ねでございますが、必要に応じて七、八回程度でございます。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

総務部長（小松崎 登君） 2回目の答弁をさせていただく前に、先ほどの私の説明の中で、誤った説明がありましたものですから訂正させていただきたいと思います。先ほどの差し押さえの平成21年度の実績ということでございますけれども、72万520円と言いま

したけれども、その上の600という数字を忘れておりましたので、672万520円の誤りでございました。672万ということで、昨年度の2.4倍ということでございます。訂正をさせていただきたいと思えます。

それと軽自動車の件でございます。議員言われるように不納欠損額400万円、それから未収金が2,500万円ということでございまして、この率からいくと今後どうなのかということでございます。

確かに、議員言われるように、軽自動車税につきましては廃車したのをそのまま放置しておくものもございまして、例えば農業用の小型特殊自動車、テラーとか耕運機とかトラクター、そういったものを金額が少ないがために廃車手続をしないているような部分も多少あるようでございます。

20年度の内容でございますが、この収入未済額2,500万円の内訳でございますけれども、現年課税分が822万6,100円、滞納繰越分が1,735万8,846円ということでございます。

このうち軽自動車税の忘れ未納というのが、大体の想像でいきますと1,400台ぐらいが忘れ未納とされているわけでございます。この忘れ未納の中で、その約半分が軽自動車ということで、軽自動車2年に一遍の車検ということで、車検の時期には当然納税されないと車検がとれないということでございますので、このうちの半分ぐらいにつきましては、2年分が合わせて入ってくるような状況になっているようでございます。

それから、納税課の職員でございますけれども、現在12名ほどおります。先ほどの9名の徴収嘱託員、それと12名の職員で徴収に当たっているわけございまして、外に行って徴収、現地調査、それから夜間におきましては夜間電話によります催告、こういったのを現在やっているわけでございます。

先ほど申しましたように、収納率を上げるのには、どうしても差し押さえとかそういった形でやらないと収納率上がらないという状況でございます。納税者の9割の方がきちんと納税されているという中で、残りの1割の方についての収納率アップ、率を上げるというのは我々の義務でございますので、ただ、その中に本当に収入がなくて納められない者、それから収入があっても納めない者、二通りあるかと思えますけれども、その収入があっても納めない者に対しては、いわゆる差し押さえ、そういった毅然とした態度で徴収率アップに努めたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 町田征久君。

17番（町田征久君） 最後の質問になりますが、去年は100年に一度の大不況という形で、大変に去年は失業者も大分出ております。それで、今年度の税金というのは、昨年度の収入によって国民健康保険も市税も算定されるわけです。ことしは本当に滞納が多くなると思えますよ。払うに払えないんですから、職業がないんですから、働けないんですから。そういう状態でのことしの滞納は非常に厳しくなると思う。

さっき言ったとおり、確かにお金のない、失業して収入がない人から錢よこせ、錢よこせと言ったってこれは無理。あつて払わない人、これはいるんですよ、金持ち税金を払わずというんだから。ここらのところを見分けてお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（市村博之君） 町田征久君の質問を終わります。

---

散会の宣告

議長（市村博之君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議はあす18日午前10時から開きますので、時間厳守の上ご参集ください。きょうは大変ご苦労さまでした。

午後2時07分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署 名 議 員 鈴 木 貞 夫

署 名 議 員 西 山 猛